

#### 4常任委員会連合審査会

平成24年9月20日（木）

午前10時10分～午後1時45分

議会大会議室

【出席委員】（総務委員会）川崎直幸委員長、重松 徹副委員長、松永幹哉委員、松永憲明委員、川副龍之介委員、中本正一委員、福井章司委員、嘉村弘和委員、西岡義広委員、武藤恭博委員

（文教福祉委員会）平原嘉徳委員長、野中宣明副委員長、実松尊信委員、千綿正明委員、川原田裕明委員、山本義昭委員、福島龍一委員、田中喜久子委員、山下明子委員、黒田利人委員

（経済産業委員会）池田正弘委員長、山田誠一郎副委員長、山下伸二委員、原口忠則委員、亀井雄治委員、堤 正之委員、山口弘展委員、西村嘉宣委員、江頭弘美委員

（建設環境委員会）中野茂康委員長、中山重俊副委員長、久米勝博委員、野口保信委員、白倉和子委員、重田音彦委員、永渕義久委員、本田耕一郎委員、福井久男委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】関係職員

【案 件】

・決算議案審査について

#### ○川崎総務委員長

ただいまから、第70号議案 平成23年度一般会計歳入歳出決算のうち、歳入全款について4常任委員会による連合審査会を開会いたします。

それでは、決算審査に入る前に、秀島市長がお見えですので御挨拶をお願いしたいと思います。

#### ○秀島市長

おはようございます。

平成23年度の一般会計、特別会計、企業会計の決算の認定につきまして御審議をお願いすることになりましたので、御挨拶を申し上げたいと思います。

以下、座って話させていただきたいと思います。

8月に政府が発表しました「月例経済報告」及び「地域経済動向」によりますと、我が国経済の基調判断につきましては、「景気は、このところ一部に弱い動きが見られるものの、復興需要等を背景として、緩やかに回復しつつある。」とされております。

また、九州地域の経済動向につきましては、「景気は緩やかに持ち直している。個人消費は持ち直しており、公共投資や住宅建設は前年度を上回っている。雇用情勢は厳しい状況にあるものの、持ち直している。」との判断がなされております。

こうした中、佐賀市の財政におきましては、市税収入が伸び悩む中、義務的経費である扶助費・公債費は高い水準で推移するなど、引き続き厳しい状況が続くと考えております。

さて、平成23年度の主な決算状況を見てますと、まず、一般会計につきましては、生活保護費等の扶助費や住宅リフォーム緊急助成事業等の補助費の増加、また、中心市街地公共的団体等移転整備事業や嘉瀬団地建替事業、学校改築事業等の大型事業の進捗によって、歳入総額は約916億円、歳出総額は約892億円となり、これから翌年度へ繰り越すべき財源として約8億円を除いた実質収支は、約16億円の黒字となっております。

次に、特別会計のうち国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額は約262億9,000万円、歳出総額は約266億5,000万円となり、収支不足額の約3億6,000万円につきましては、平成24年度の歳入を繰り上げてこれに充てております。

なお、一般会計からの繰入金は、約15億円となっております。

最後に、企業会計のうち自動車運送事業会計につきましては、平成22年3月に策定した「佐賀市自動車運送事業経営健全化計画」に沿って収支改善策を実行することにより、資金不足を計画的に解消し、経営の健全化を図っております。

収支状況につきましては、運賃収入の増加対策を図る一方、資金不足の解消のため、一般会計からの経営健全化資金1億5,000万円の繰り入れを行った結果、事業収益は約10億円、事業費は約8億5,000万円となり、事業収支で約1億5,000万円の純利益を計上しておりますが、自動車運送事業を取り巻く環境は引き続き厳しい状況であります。

今後も、なお一層の経営の健全化を進め、資金不足の解消を目指すとともに、サービスの向上に努めてまいります。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、自動車運送事業会計を除きまして、昨年度と同様、健全化基準以下となりました。

健全化基準を超えた自動車運送事業会計における資金不足比率につきましては、資金不足の解消に向けて、計画的に改善を図っているところでございます。

これから平成23年度の決算を御審議いただきますが、審議の際にいただく御意見につきましては、今後の市政運営に反映させてまいりたいと考えております。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○川崎総務委員長

ありがとうございました。

続いて、平成23年度佐賀市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、御報告をお願いしたいと思います。

◎平成23年度佐賀市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率 説明

○川崎総務委員長

報告を受けましたが、この件についてはよろしゅうございましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、秀島市長及び総務部長は公務の予定があるということで、ここで退席していただいでよろしゅうございます。

次に、本日の審査日程について、お手元に配付している審査日程案で進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようですので、この審査日程案どおり審査したいと思います。

それでは、審査に入る前に注意していただきたい点を幾つか申し上げます。

発言される場合は必ず挙手をして、指名されたらマイクを御使用の上、発言してください。

執行部におかれましても、委員会は限られた時間で集中的な審査が必要ですので、簡潔な説明を心がけてください。

なお、決算額の数字の読み上げは必要ありません。

また、答弁は役職にかかわらず、質問に対して回答できる方がされるようお願いしたいと思います。

次に、委員の皆様に申し上げます。

質疑につきましては決算の歳入ですので、その範囲内でよろしくお願ひしたいと思ひます。特に、市政一般や予算に関する質問にならないようお願ひしたいと思ひます。

それから、多岐にわたる質疑をお持ちだと思いますけれども、一度にたくさんの質疑をされますと答弁がわかりにくくなりますので、質疑の該当資料のページ及び項目などを示した上で、11回につき2問ぐらいに絞って質疑をしていただければと思ひております。

なお、決算の概要説明についてはお手元に平成23年度佐賀市歳入歳出決算概要を配付しておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

それでは審査に入ります。

まず、歳入第1款から第11款までについて執行部の説明を求めます。

はい、どうぞ。

◎第70号議案 平成23年度佐賀市一般会計歳入歳出決算のうち、歳入 第1款～第11款 説明

○川崎総務委員長

執行部からるる説明がありました。

それでは委員の皆様方から質疑を受けたいと思ひます。

はい、重松委員。

○重松総務副委員長

16のですね、61ページ。市民税のですね、まず歳入に占める市民税の割合がどれくらいかですね、まずお聞きします。

それと不納欠損額が——調定額に対する不納欠損額の割合がどれくらい——これはですよ、比較の数字を出していただいて、パーセントを出していただいて、これは政令指定都市は別としてどれくらい平均あるのかですね、よその市と比べてですね。2つちょっとお願いします。

○山口市民税課長

今、確認して——歳入に占める市税の割合ということでよろしいですかね。確認してちょっとのちほど……

(「それで調定額は・・・」と呼ぶ者あり)

○重松副委員長

調定額に対する不納欠損額の割合——それが全国的に見てですよ、多いのか少ないのか、不納欠損額が。

○福田納税課長

確認ですが、市民税全体でよろしゅうございますか。

(「全体でいいです」と呼ぶ者あり)

平成23年度の不納欠損金額としましてはですね、1億1,177万円でございまして、調定額304億8,747万円に占める割合は0.39%でございます。

これ佐賀市で独自でですね、全国の県庁所在地に調査をしていますが、そのときは全国平均が0.55%ということで、佐賀市としては全国平均から比べますと0.16ポイントほど低くなっているというふうに考えております。

○重松総務副委員長

いいってことですね。わかりました。

あと固定資産税の不納欠損額ですね。6,131万6,051円なってますけども、61ページですね。これはですよ、固定資産税は固定資産を保有している人に課税されますんで、不納欠損する前に差し押さえとか競売なんかがあると思うんですけども、こういった6,000万円も上がっている理由は何ですか。

○福田納税課長

固定資産が不納欠損になっている理由でございます。

これは倒産とか何とかでですね、競売にかかりまして、競売が終了した分ですね——そういうやつが今回不納欠損として固定資産の落ちている分が多いということでございます。

○重松総務副委員長

あと軽自動車税ですけども、不納欠損ですね、63ページ。これ125ccを超えるバイクとか軽自動車はですよ、車検制度があってわかりますけども、それ以下ですね——125cc

c以下の自動二輪車とかそういうのは車検がありませんので、廃車手続をしない限りはずっと毎年課税されていくと思うんですよ。そして5年にわたり納付しない場合は、消滅時効となって不納欠損になるわけですね。ここら辺の確認はどうされていますかね。

○福田納税課長

申しわけございません。確認したいんですが、それは賦課に対する確認ということでしょうか。それとも処分のことでしょうか。

○重松総務副委員長

処分です、不納欠損。5年にわたって納付しないと消滅時効になってでしょうが。しかし、125cc以下の自動二輪とか原付自転車は車検がないけんが、本人が廃車手続をしない限り、ずっと課税が言ってくるじゃないですか、本人に。それで、5年間ずっと払わんやったらもうそれで消滅時効になっわけですから、その金額も上がってきているんでしょう、ここに。その辺どうなんですかね。毎年繰り返しと思うんですけど。

○福田納税課長

消滅時効の中にはですね、たしかに軽自動車税もございしますが、私どもとしましては財産調査等を行いまして、それで財産があればですね、差押え等に動きます。でも、どうしてもそれがないという形でですね、例えばバイクを持っておられても、例えば生活保護を受けられているとか、生活状況が苦しい場合についてはですね、即時消滅というような形でですね、軽自動車税であっても不納欠損をすることがございます。

○重松総務副委員長

そういった、例えば財産処分をすると生活が非常に厳しくなると。そういった場合の、不納欠損処分する場合の、その何ですかね、決定要件というのは、それは部長がやるんですか、それとも市長が決定するんですか。

○福田納税課長

即時消滅ができる場合というのは限られておりまして、限定承認にかかるものですね——例えば、納税義務者が亡くなりまして、相続人が全員一致で財産の弁済をしないとかですね、そういう届け出があった場合とか、高齢等の理由で今後、資力の回復の見込みがないとき、あと納税義務者が法人である場合は、法務局に商業登記簿の閉鎖登記がされているとか、あと実態調査ですね——金融機関等で信用情報照会をしまして、法人の倒産が確認された場合とか、こういうケースについては即時消滅ができるという形になります。

決裁についてはですね、私、納税課長のところで確認しまして、即時消滅という形で処理をさせていただいております。

○川崎総務委員長

いいですね。ほかに。

(発言する者あり)

ちょっと待ってください。執行部、どうぞ。

○山口市民税課長

先ほどの収入に占める市税、市民税の割合ですが、市税全体では歳入に占める割合は32.3%です。市民税に限りますと、その割合が14.6%となります。以上です。

○重松総務副委員長

それはですよ、前年度と比べてどうなんですかね、占める割合は。

○山口市民税課長

市税全体で言いますと、資料の17ページ……失礼しました、資料ナンバー17の6ページに22年度と23年度の構成割合がありますが、市税に関しては32.3%だったのが、22年度は32.7%です。

市民税に関しては、昨年と同じ割合ですので、市税と同じような割合——14.6%になるというふうに考えております。

○山下明子文教福祉委員

済みません。市税のそれぞれのですね、差押えの件数をちょっと述べていただきたいと思えます。

○福田納税課長

申しわけございません。税目ごとはわかりませんが、処分件数としてはですね、4,152件でございます。

○山下明子文教福祉委員

それぞれにおいて、ちょっとわかりますか。市民税、固定資産税、科目ごとに。

○福田納税課長

申しわけございません。1人の方がですね、いくつものという税目がございますもんですから、件数としては4,152件という全体の件数しかわかりません。

○山下明子文教福祉委員

それは前年に比べてどうですか、件数として。

○福田納税課長

平成22年度が3,563件でございますので、前年からしますと589件でふえているということでございます。

○川崎総務委員長

いいですね。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に、歳入第12款から第15款までについて執行部の説明を求めます。

はい、どうぞ。

第70号議案 平成23年度佐賀市一般会計歳入歳出決算のうち、歳入 第12款～第15款 説明

○川崎総務委員長

どうもお疲れさまでございました。

それでは執行部から説明がありました。

委員の皆様の質疑を受けたいと思います。

はい、福島委員。

○福島文教福祉委員

17番の6、7ページのところに、一般会計の歳入の大きいくくりで——監査意見書の7ページ、17番の資料の6ページ、7ページにですよ、今る説明された部分がかつとるんですが、6ページのほうを見ていてわかると思うんですが、国県の支出金が下がっていますよね。それに対して繰入金と市債がふえていますよね。

これはやっぱりあれですかね、国県支出金が減ったことによって、市債とかこの繰入金のほうでその調整をしていったものなのか、その関係をちょっと総括的な……まだいっとらんか。全部終わってから聞きます。

○重松総務副委員長

77ページの1番下の市営住宅の住宅使用料なんですけども、収入未済額が結構多いんですけども、今、市営住宅は指定管理者が入ってまして、マベックさんでしたかね。で、マベックがすべて家賃とか何とかの徴収、それをすべて委託されているのかですね、それが1つと、入居者はすべて保証人を立ててあると思いますけども、滞納が進んでいる人の保証人に対する対応をお願いします。

○古賀建築住宅課長

市営住宅の家賃収入につきましては、直営分と指定管理者に委託している分がございます。直営分につきましては、佐賀市のほうで直接、家賃の収入を行っているところでございます。

それから、もう1つは……ちょっと済みません、もう1つは……

(「入居者は保証人をつけてあつてしょうが」と呼ぶ者あり)

家賃滞納がありますと、まず当然、当人に滞納解消を求めますが、それでも滞納が解消しない場合は保証人の方に通知なり、お会いして滞納解消に協力していただくような形で今、滞納解消に努めております。

○重松総務副委員長

ちょっと状況を聞いたかつたんですけども。

保証人になっている人も払えない場合が結構あるでしょう。最終的には不納欠損になってくるわけなんですけども、保証人に対するそこら辺ですね——市としてどのような形で対応しているのか。

○古賀建築住宅課長

まずは入居者の方に滞納解消をお願いして、それでもなかなか解消しない場合には保証人の方に滞納解消をお願いしている状況でございます。

○重松総務副委員長

具体的に保証人とどういった交渉をされますか。

○古賀建築住宅課長

まずは保証人にお会いして、状況を御説明して滞納解消に努めていただくと。その後にまた解消がなかなか進まない場合は、入居者とあわせて保証人の方にも文書で滞納解消をお願いしている状況であります。

○重松総務副委員長

わかりました。これ以上言ってもですね、どうせ回答は返ってこないかもわかりませんので。

じゃあ、職員はどこですか、市の直営。

○古賀建築住宅課長

直営で管理しているのは、地域改善住宅の8団地でございます。

○重松総務副委員長

滞納者はですよ、どうしても固定化すると思うんですよ、必ず。固定化しているその滞納者に対して、どのような手段で使用料を払ってもらえるのか、そこら辺、ちょっと……

○古賀建築住宅課長

滞納がまず1月でもありますと、訪問して滞納解消を求めます。それでも解消が進まない場合は、先ほどお話ししたみたいに保証人の方にもお話しいたしまして、3カ月過ぎますと退去の取り扱いができますが、そこまでいくまでに幾らかの対応があればそれを継続して滞納解消をお願いしている状況でございます。

○重田建設環境委員

済みません、今の関連なんですけど、保証人っていうことで、保証人は例えば本人からとれん場合は全部とってよかとですか。その辺どがんですか。連帯保証人とは多分違うと思うんですけど。

○建築住宅課住宅政策係職員

連帯保証人から徴収はできるかという御質問だったと思いますけれど、保証人は連帯保証人となっております。当然、連帯保証人のほうからも滞納家賃があれば徴収することは可能です。

○重田建設環境委員

はい、わかりました。

そしたら実際、平成23年度はそれをやったんですか。その数と金額をお願いします。

○建築住宅課住宅政策係職員

実際、その連帯保証人がいくら支払ったかというデータのほうはありません。申しわけありません。

○重田建設環境委員



私の質問は、連帯保証人からとったかたらなかったか。そして、わかったら金額と件数と言ったんですけど、とったかたらなかったかもわからないんですか。

○建築住宅課住宅政策係職員

通常ですね、入居者本人とあわせて連帯保証人も窓口に来て滞納の相談をしておりますので、実際徴収をした件数は幾らかありますけれど、お金の出所はですね、本人なのか、連帯保証人が支払ったのかっていうのはわからない部分がありますので、特に連帯保証人が幾ら支払って、幾ら徴収したというデータはこちらのほうで持っておりません。

○重田建設環境委員

幾らかってどれぐらいですか。

○建築住宅課住宅政策係職員

済みません。その金額についてはわかりません。

○重田建設環境委員

済みません。非常に嫌な質問だと思うんですけど、今答弁として幾らかありましたって答弁されたですよ。幾らかあったというとは、大体幾らぐらいですか。

○建築住宅課住宅政策係職員

申しわけありません。たしかに何件かはあったんですが、今この場でお答えすることはできません。記録が残っておりませんのでわかりません。

○重田建設環境委員

こういう記録というのは残すべきじゃないんですか。

○建築住宅課住宅政策係職員

徴収したという記録は当然あるんですけど、それについてはですね、徴収したという記録しか残っておりません。

○重田建設環境委員

質問を変えますけど、やっぱり連帯保証人をつけるということであればですよ、基本的に連帯保証人——本人じゃなくても当然ですね、連帯保証人からとれるということなんですよね、普通、借金なんか全部一緒。

で、その人たちからやっぱり努力してですよ、そういう部分していかなとですよ、どうもいろいろ、やっぱり住んどっ人から言うぎんた、借り逃げというかですね、そいがましばいってという話ばしよんさってという話も聞くですもんね。

それじゃやっぱりいかなと思うし、何でん、基本的に——納税とかそういうのは義務けんがですよ、そいばできるような指導はなされているんですかね、課長。

○古賀建築住宅課長

一緒に入居者の方と来ていただいて、お願いをしておりますので、指導は適切にやっているとごさいます。

○重田建設環境委員

どうも課長の答弁から聞いたらですね、全然熱意を感じん。そういう言い方やったら、多分おいやったら払わんですよ。

そいけん、その辺ちゃんとですよ、やっぱりやっていただきたいと思いますし、それですね、実際どういう形でやっていくのかっていうのを今年度ぐらいからですよ、できないんですかね。

○古賀建築住宅課長

この家賃の滞納解消につきましては、昨年に佐賀市営住宅家賃等滞納整理事務処理要綱を定めておりますので、これに沿って適切に努めていきたいと考えております。

○重田建設環境委員

はい。そしたら後もって要綱をですよ、見せてください。よろしくお願いします。

○古賀建築住宅課長

要綱はどういう形で……重田委員だけでよろしゅうございますでしょうか。

○川崎総務委員長

全部ですか。

(「全員」と呼ぶ者あり)

全員ですね。全員に配ってください。

○古賀建築住宅課長

はい、わかりました。そしたら皆様に配付させていただきます。

○中本総務委員

済みません。1点確認をさしていただきたいんですけども、資料16の97ページですね。県負担金の中で地籍調査費負担金1,700万円、川副町の分ということでありましたけども、負担については国2分の1、県4分の1、市町村4分の1というふうに聞いておりますけども、国の負担金の中には、この地籍調査に対する負担金が出てきておりませんが、この中には国の負担金を一旦県が受け入れて、込みで入っている数字なのかどうかの確認をさしてください。

○中島財政課長

97ページの地籍調査費負担金のことと思います。これ負担率4分の3になっております。国庫を伴う県の負担金という形で歳入されております。

○白倉建設環境委員

1点確認さしてください。87ページの児童福祉のところの母子家庭自立支援事業費っていうのが100万円上がってるんですが、これ平成23年度で、国庫で100万円上がって、県のほうでそれに対応するのはどこにあるのか——っていうのが、国庫負担が一旦やみまましたですよね。県と市だけで折半してもった時期が平成22年から23年にかけてだったと思うんですが、その説明をもう少ししていただけますか。

○藤田こども課長

御質問としては、県の負担金があったじゃないかというところでしょうか。

○白倉建設環境委員

国と県で——一時、国がやまったから県が出したときが平成22年——23年は後追いで国がしてきたのか、それとも100%国が出すようになったのかってことも含めて、国と県の按分率も含めてですね、この平成23年度でかわってるのかどうかも含めてちょっと説明をお願いします。

○藤田こども課長

一応、負担としては国が2分の1のみです。

○白倉建設環境委員

そしたら確認ですが、平成23年度は22年度と違って、国がまた復活して出したっていうことの確認でいいわけですね。

○藤田こども課長

平成22年度につきましては、済みません、もう1回確認をさせていただきます。

○永渕建設環境委員

同種の質問ですが、83ページの子ども手当交付金の国庫負担の部分でございますが、国庫が基本的に責任を見るということで始まったんですが、そうでもないようなことになっているというふうに聞いておりますが、この形でどのようになっているのかちょっと説明をお願いします。どのくらい負担していただいたのか。

○中島財政課長

83ページの子ども手当関係の負担の割合ということでよろしいでしょうか。市がどのくらい、県が幾らという……

(「はい」と呼ぶ者あり)

ここで子ども手当、これ扶助費として大体45億円ほど出ております。国庫の分は、ここで御説明しましたように合計しますと34億円ほどになります。県のほうが5億2,000万円ほど、市のほうが5億6,000万円ほどになっております。事務費は除いております。扶助費の分です。

○田中文教福祉委員

16の75ページの1番下に、温泉給湯使用料っていうふうにありますけど、これは泉源の口数で何口ってなるのか、どういうふうに——ちょっと内訳がよくわからないのでその内訳と、何口ちゅうか、何軒なのかちょっと教えていただきたいと思います。

○坂井商業振興課長

全部で23軒に給湯しておりまして、その給湯使用料ですけども、一口幾らということになります。

ですから、1つの旅館でたくさん口数を使われているところについてはですね、その分多く使用料がかかるということになります。

○田中文教福祉委員

要するに、蛇口っていうか、そういう数で——例えば、1つの旅館に20とかあるとかいうふうな考え方になるのですかね。そうすると何口になるんですかね。

○坂井商業振興課長

ちょっと後で回答させてください。

○田中文教福祉委員

そしたら、後でちょっと私来ますので、資料ください。

○山下明子文教福祉委員

済みません。国県支出金の収入未済額については、これは基本的に翌年度繰り越しで入ってくるということによろしいのでしょうか。それ以外の要因で入らないというようなことはないかどうかについて、ちょっと確認を。

○中島財政課長

ここの収入未済分については、国庫及び県補助金については繰越事業に伴う未収特財ということで、24年度での歳入になります。

ただ、事業の関係によってはですね、額がまた変わってくると思います。

○川崎総務委員長

いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、最後の第16款から第21款までについては、午後1時から開催したいと思しますのでよろしくお願い申し上げます。

◎午後0時00分～午後1時04分 休憩

○川崎総務委員長

それでは午前中に引き続き審査に入りたいと思います。

審査に入る前に執行部をお願いしたいと思います。

午前中ですね、委員から声が低いという指摘がありましたので、説明、また答弁に至ってはですね、はきはきした説明をお願いしたいと思います。

それではですね、午前中の積み残しの説明——こども課に白倉議員からの質問がありましたので、答弁のほどをお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

◎第70号議案 平成23年度佐賀市一般会計歳入歳出決算のうち、母子家庭等就業自立支援事業補助金(午前中の積み残し分) 説明

○川崎総務委員長

白倉委員、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、第16款から第21款について執行部に説明を求めます。

ない、どうぞ。

◎第70号議案 平成23年度佐賀市一般会計歳入歳出決算のうち、歳入 第16款～第21款  
説明

○川崎総務委員長

執行部の説明が終わりました。

委員の皆様から御質疑を受けたいと思います。

はい、中本委員。

○中本総務委員

131ページなんですけども、オータムジャンボ宝くじとサマージャンボ宝くじの市町村  
振興協会からの収益金に応じた形の分配金ということでしたけども、それぞれこれ……  
(発言する者あり)

オータムジャンボ宝くじ、サマージャンボ宝くじの収益金の交付金ですね。この配分基  
準はどういうふうになっているのか教えてください。

○中島財政課長

宝くじの収益金がございまして、その分が県のほうから交付される場合には、均等割3  
分の1、人口割3分の2という割合で交付をされます。オータムジャンボについても同様で  
ございます。

○中本総務委員

以前、サマージャンボ宝くじについては、たしか平成17年から19年くらいは2億円ぐら  
いあったと思うんですね。それで、昨年もちよっと実績を見ましたら、サマージャンボは  
8,600万円ぐらいの収入があるんですけども、今回、またかなり6,100万円ということで少  
なくなっていますけど、その要因は何でしょうか。

○中島財政課長

平成22年度が8,660万円ほどございました。そして、23年度6,150万円ということで、約  
2,500万円ほど落ちております。

まず1つは、宝くじの売り上げ関係が減ったというのが1つございます。

それと、あと1つはですね、22年度までは県のほうで配分されるときに均等割と、先ほ  
ど人口割と言いましたけど、全体の県にきたうちから市町村協会に配分される場合に負担  
金関係が引かれます。それが2割引かれていたのが今度3割ということで、全体の配分金の  
7割が交付されているところでございます。

○中本総務委員

じゃあ、ちなみに県の市町村振興協会の負担割合がちょっと大きくなって、その分につ  
いてはたしか基金に積まれていたと思うんですけども、基金残高の推移等は変わらないん  
でしょうか。

○中島財政課長

基金につきましては、災害等への緊急時用の基金の積み立てが振興協会のほうで行われております。その内容としましては、県内市町村の標準財政規模の大体0.3%ということで、平成22年度では6億円、あとその他貸し付け等の基金が約7億円ということで、確認をしております。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

○重田建設環境委員

済みません、129ページ、下から4番目、非常に金額少ないんですけど、ちょっと意味がわからないんですけど、市有林移転損失補償金って、市有林を移転されたんですか。

○川副森林整備課長

市有林移転損失補償金の約4万4,000円の件でございますけど、これは携帯電話無線基地の電柱及び電線の架線でございますけど、それに支障のある木材の伐採に伴う補償料を受けております。

今回につきましては、富士町の関屋のところの携帯電話基地が設立されましたもんで、その分の木材の補償ということで受けております。以上です。

○重松総務副委員長

121ページをお願いします。121ページの備考欄の上から2番目ですね、地域総合整備資金貸付元金、これは区分はですね、商工費の貸付金の元利収入の分ですけども、これ、たしかふるさと融資制度ということですから、多分無利子だと思うんです。

無利子の場合はだれでも借り入れができるというもんじゃないと思うんですけども、今、2者が借り入れをされているということですけども、どういったところが——融資先ですね、それと資金の使途の内容、ちょっと教えてください。

○坂井商業振興課長

これは地域——いわゆるふるさと財団のほうからふるさと融資資金ということで現在2者借りておられますけれども、その具体的な会社の名前はなかなか申しづらいんですけども、この資金を借りるときにですね、地域活性化とか地域振興に役立つような資金であって、しかも借りたときにですね、新規雇用を5人以上しなくちゃいけないというふうな財団からの使途の基準がございまして、この資金使途にあった2者が現在、借り入れられておられます。

この資金の借りられた使途でございますけれども、設備投資関係に関して借りられておられるという状況でございます。以上でございます。

○川崎総務委員長

いいですか。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、以上で第75号議案のうち歳入全款に関する審査を終了いたしました。

執行部の皆様方は退席してよろしゅうございます。どうもお疲れさまでございました。

委員の方々は少しお待ちくださいませ。

◎執行部退室

○川崎総務委員長

それでは、本日の審査に伴う主な質疑、意見などをですね、総務委員会の審査報告の中で補足して口頭報告をいたしますので、口頭報告に関して御意見などがありましたら受けたいと思います。

どうでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいですね。それでは、以上で4常任委員会の連合審査会を閉会いたしたいと思います。長時間ありがとうございました。